平成２６年（フ）第２４号
長崎県長崎市石神町39番83―102号
破産者　オートプラザＫ１こと　村上　一成
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷515番地５
破産者　松尾　繁男
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
熊本市北区八景水谷２丁目11番６号　504
破産者　竹下　裕香（旧姓深江）
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成26年４月７日午前10時30分の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成26年６月７日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２１号
富山市稲荷町３丁目２番18号
破産者　池田　正夫
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
3　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第８５７号
千葉県習志野市谷津２丁目20番10　ボアクレールＢ105号、開始決定時の住所千葉県習志野市秋津４丁目16番２号
破産者　滝口ゆきい
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４９８号
名古屋市緑区諸の木１丁目1801番地
破産者　ＳＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４５号
最後の住所兵庫県三田市桑原536番地503号
破産者　亡村上性浩相続財産
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９号
東京都青梅市東青梅３丁目８番地の２ヨシザキマンション303
破産者　大濱　純一
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３７号
神奈川県綾瀬市吉岡字山崎2532番地の６
破産者　有限会社港南基業
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
三重県伊賀市西明寺2380番地の１
破産者　有限会社さくらツーリスト
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１２８８号
広島市安佐南区長束３丁目37番21号
破産者　有限会社松匠
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６号
沖縄県中頭郡北谷町字伊平411番地の３　第３東和ビル２Ｆ―10号室
破産者　株式会社弘建
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１３７号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目13番地８　ドリーム花水木壱番館317号　林晃司方、住民票上の住所埼玉県深谷市人見288番地３
破産者　野口加奈子
1　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
2　一般調査期日　平成26年７月22日午前10時40分
平成26年６月11日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１９号
福井県鯖江市新町第２号21番地　Ａ―101
破産者　林　　忠幸
1　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
2　一般調査期日　平成26年10月７日午前10時
平成26年６月10日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
静岡県浜松市東区上西町19番地の16、前住所静岡県浜松市中区早出町847番地の７
破産者　鈴木　洋子
1　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
2　一般調査期日　平成26年８月12日午後１時30分
平成26年６月11日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５４８号
大阪市都島区高倉町１丁目11番19号
破産者　樋口産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午後３時30分
平成26年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４８４５号
大阪市福島区吉野４丁目25番20号
破産者　株式会社ヤマカワ
1　期日　平成26年７月11日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２７号
群馬県前橋市前箱田町２丁目８番地７
破産者　福井　　久
免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
平成26年６月11日
前橋地方裁判所民事部破産再生係